

上 住 第 4 8 5 号
令和 3 年 3 月 1 日

兵庫県西播磨県民局長 様

上郡町長 遠 山



産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る
事業計画事前協議書に対する意見について(回答)

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より町政運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。
さて、貴職より令和 2 年 6 月 3 日付け西播(県)第 94-1 号で提出されました標記の照会
につきまして、下記のとおり回答いたしますのでよろしく申し上げます。

記

照会事項についての回答

①周知範囲・周知方法について

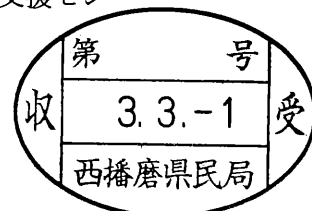
周知範囲につきましては、施設の建設・運営に伴い、不利益を被る可能性のある住民に
対して周知が必要であると考えます。

- ・ 最終処分場からの放流水による影響が考えられますが、環境影響評価の結果が提出さ
れていない現時点においては安室川のデータがないため、建設予定地から下流となる
論気上池、論気下池、論気川、梨ヶ原川、安室川の千種川合流地点までの千種川の支流
周辺地域が該当するものと考えます。

あわせて、下流域において井戸水を利用する者、農業用水として河川から取水する農
業関係者、漁業関係者への周知が必要と考えます。

- ・ 収集運搬車両の運行に伴い、騒音・振動・排気ガス等の影響を受けるため、収集運搬
経路として利用される主要道路(国道 2 号、県道 5 号)の周辺地域が該当すると考えま
す。
- ・ 保安林を解除する場合は、直接の利害関係を有する者の同意を得ることが必要と考え
ます。

周知方法につきましては、当該自治会への周知文書の送付等により、確実に住民に伝わ
る方法が必要と考えます。また、縦覧場所については、町役場はじめ、生涯学習支援セン



ター、町内各地区公民館にて幅広く周知することが必要と考えます。

②生活環境保全上の措置について

最終処分場の建設、運営に伴い、考えられる生活環境保全上の影響については、下記の内容について必要と考えます。

- ・ 管理型処分場では、基本的には一定の基準以下の搬入物しか持ち込まれて来ないと考えられますが、事業者による確認、検査体制の整備はもとより、モニタリング（監視）体制については、周辺住民や町がいつでも確認できるような仕組みづくりが必要です。
- ・ 最終処分場から放流する浸出水の処理方法、排水量、放流濃度、維持管理方法及び故障時の対応等を約束するためにも、地元住民と町を含めた組織との公害防止協定などを締結し、定期的な検査結果の開示・報告を求め、事故等への担保とすることが必要と考えます。
- ・ 搬入される廃棄物へのダイオキシンや放射線廃棄物混入への周辺住民の不安を解消するためにも、埋立対象物の管理方法として、搬入される廃棄物を分析チェックし、契約した業者のみ搬入できる管理形態と、搬入物については上部からカメラで確認したうえで埋立るシステムを事業者に求めます。
- ・ 水処理部分は、基準を遵守し、地震、集中豪雨等による災害対策として、万一遮水シートに破損が発生がした場合は、地下水等検査において地下水の水質の変化が検知され対策が取られることとなりますが、しっかりと水を監視する体制として、事業者に漏水検知システムの設置を求めます。

また、処理する廃棄物により高塩分濃度の排水が出るようであれば稲作に影響が考えられるため脱塩処理の設置を求めます。

- ・ 敷地内からの廃棄物（ばい塵）の飛散防止等管理を徹底するとともに、隣接地に配慮し施設計画地の境界地点での環境測定を求めます。
- ・ 廃棄物に含まれる有機物が嫌氣的に分解されてメタンガスが発生されることが考えられるため、悪臭に配慮し、排気システムの設置に加え適切な覆土を行うことが必要と考えます。

また、保管や輸送の段階でも悪臭を発生して周辺住民に影響を及ぼすので、適切に中間処理したもののみを最終処分場に搬入するよう事業者に求めます。

- ・ 地震による災害に備え、十分に計画地周辺の断層や地質を確認する必要があると考えます。
- ・ 浸出水集排水の設計が過去 20 年間最大月間降水量をもとに、浸出水調整槽の容量を設定していますが、地球温暖化による豪雨頻度の増加傾向を考えれば、環境影響評価（環境アセスメント）において、昨今の異常気象（集中豪雨）や渇水期の影響も含め詳

細な調査を実施し、影響の有無について評価されることを求めます。

また、雨水排水路や調整槽などの設備についても、異常気象に配慮し過去の実績値だけでなく将来を見据えた安全な設計としていただきたい。

- ・ 施設工事中の土砂流出防止対策や仮施設の内容についても、地元や論気上池・下池の監理者との協議・周知は必要と考えます。
- ・ 進入路付近（国道2号）での交通の停滞を防ぐとともに、搬入時の通学時間帯への配慮や主要道路（国道2号、県道5号）への交通量の影響等に配慮した収集運搬車両の運行計画を求める必要があると考えます。
- ・ 環境影響評価調査により、最終処分場設置に伴う野生生物や植物等への影響を調査し、配慮する必要があると考えます。

また、安室川下流域には、事業開始に至っていないものの、安室ダム水道用水供給企業団（構成市町：相生市、赤穂市、上郡町）が計画する水道用水供給事業における取水口位置（水利使用权）が存在することから、安室川下流への放流水による影響について十分な環境影響評価調査が必要と考えます。

③地域計画上の事項について

- ・ 産廃処理施設建設においては、第5次総合計画「安全安心な社会の形成」を進める上で、環境汚染・公害防止及び防災対策に適切かつ十分な対策を講じていただきたい。
- ・ 当該地域は自然豊かな土地であり、開発に伴う、周辺環境への影響が懸念されます。また、施設の運営においては、事故や災害時に周辺地域への影響が考えられます。これらについて、事業者の計画が十分配慮されているか、精査が必要であると考えます。

④関係法令手続きについて

- ・ 兵庫県において環境影響評価対象事業（最終処分場）の要件について見直しがありましたので、紛争予防条例に基づく手続きに当たっては当該申請についての十分な環境影響評価の実施をお願いします。

また、併せて事前協議書提出時には省略されている、ボーリング調査結果や周辺の地下水位の状況が把握できる資料については重要な項目であるため、整備工事計画、閉鎖・廃止計画を含む年次埋立計画の提出を求めます。

- ・ 事前協議申請者の疑義として、同社は廃棄物業務経験はなく、また、令和元年6月に森林法違反の行為があり、町民からは法令に従った適正な建設・運営をしていけるのかと申請者の適格についての不安の声があります。

また、申請地周辺の土地の疑義として、処理場が次々と拡大するのではないかと町民の危惧は、許可後に建設・運営者が代わる可能性も相まって、一概に否定すること

はできません。

これらの項目については、今後の紛争予防条例や廃棄物処理法等の手続きにおいて、許可基準である「技術上の基準の適合」のほか、「環境保全配慮」や「申請者の能力」として県で審査されるものと理解しています。しかしながら、町民の不安・危惧を解消するためには、事前協議書では推認できない申請者の適格等について、早期に明示することが必要と考えます。

以上